

東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 目的

本業務は、東大和市総合計画『輝きプラン』に位置付ける「メリハリのある都市空間の形成」や令和6年度に改定予定の東大和市都市マスタープラン、令和8年度に策定予定の東大和市公共施設再配置計画等に示すまちづくりの実現に向け、拠点における都市機能の誘導により周辺地域における生活サービスやコミュニティの持続性を高め、地域公共交通と連携して、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進するため、市の現状と課題の分析・整理に加え、地域公共交通の利用実態に関する調査等を実施し、「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画の両計画の一体的な検討・策定の支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり。

※仕様書（案）の内容は現時点での予定であり、優先交渉権者の企画提案書をもとに、市と優先交渉権者において契約締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月17日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

3 予算額（見積限度額）

本業務の委託料の上限額は、次のとおり（消費税および地方消費税の額を含む）

令和7年度 22,657,000円

令和8年度 16,341,000円

※本業務に関する予算は、令和7年第1回東大和市議会定例会に上程の予定。本プロポーザルは、予算の成立を前提に随意契約の準備行為として行うものであり、予算が成立しなかった場合、本プロポーザルによる選定等は無効となる。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

5 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書類提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
- ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、東大和市の競争入札参加資格を有していること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当していないこと。
- ウ 東大和市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- オ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。
- カ 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に、地方自治体において立地適正化計画又は地域公共交通計画の策定支援業務、これらに類する計画の策定に関する業務の受託実績を有していること。なお、受託実績とは、計画の策定支援に係る本体業務を受託した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。
- キ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができること。
- (2) 参加申込書類提出時点において上記(1)の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

6 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和7年 1月28日（火）
(2) 質疑受付期間	令和7年 1月28日（火）から 2月 3日（月）まで
(3) 質疑に対する回答	令和7年 2月10日（月）までに順次回答
(4) 参加申込書提出期限	令和7年 2月14日（金）午後5時まで
(5) 企画提案書提出期間	令和7年 2月25日（火）午前9時から 3月 4日（火）午後5時まで
(6) 第1次審査（書類審査）	令和7年 3月 5日（水）から 3月14日（金）まで
(7) 第1次審査の結果通知	令和7年 3月17日（月）
(8) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年 3月24日（月）
(9) 第2次審査の結果通知・審査結果の公表	令和7年 3月下旬頃
(10) 契約締結	令和7年 4月下旬頃

※スケジュールは予定であるため、市の事情により変更する場合がある。

7 募集内容

(1) 公募開始年月日

令和7年1月28日（火）

(2) 配布書類

- ア 東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）
- ウ 提出書類の各様式
- エ 個人情報の取り扱いに関する特記仕様書

(3) 配布方法

市公式ホームページへの掲載

8 質問及び質問に対する回答

次のとおり取り扱うものとし、受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年1月28日（火）から令和7年2月3日（月）まで

(2) 提出方法

質問書【第1号様式】に、質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、「18 事務担当」へ電子メールにより提出すること。メールの件名は、『プロポーザル質問（会社名）』とする。

※メール送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 質問に対する回答

令和7年2月10日（月）までに、参加申込書を提出した全事業者へ順次回答するとともに、市公式ホームページに掲載する。

また、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。なお、質問者の名称は公表しない。

9 参加申込に係る書類の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、受付期間を過ぎた事業者からの提案は受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年1月28日（火）から令和7年2月14日（金）午後5時まで（必着）

（受付時間 土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 提出書類

プロポーザル参加申込書【第2号様式】 1部

(3) 提出方法

「18 事務担当」まで持参または郵送すること。なお、持参の場合は事前連絡のこと。未着等による事故について、市は一切の責任を負わないものとする。

10 プロポーザルに係る必要書類の提出

「9 参加申込に係る書類の提出(2)」の提出書類を受付期間内に提出した事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年2月25日(火)午前9時から令和7年3月4日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「18 事務担当」まで持参または郵送すること(受付時間 土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時必着)。

なお、持参の場合は事前連絡のこと。未着等による事故について、市は一切の責任を負わないものとする。

(3) 提出書類

提出書類		備考
①	プロポーザル参加に係る必要書類の提出について【第3号様式】	・代表者印等を押印すること。
②	会社概要【任意様式】	・パンフレット可
③	企画提案書【任意様式】	・「11 企画提案書への記載事項」の内容を踏まえ、各事項について具体的な提案を行うこと。 ・体裁は原則としてA3判とする。 ・枚数は10枚程度までとし、要点を簡潔にまとめて作成するとともに、頁番号を記載すること。 ・仕上げは片面印刷とし、カラー印刷も可とする。
④	業務実績書【第4号様式】	・業務実績は契約主体の実績のみとし、関連会社の実績は含めないものとする。
⑤	業務体制表【第5号様式】	・本業務の遂行に当たり、配置する担当者を記載すること。
⑥	業務工程表【任意様式】	・具体的な業務工程表を作成すること。なお、仕様書(案)における「業務内容」の年度の割り振りは想定であるため、変更の提案を妨げるものではない。 ・市と参加申込事業者との役割分担を明示すること。
⑦	見積書【任意様式】	・見積書には、事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書き・氏名・代表者印を記名押印すること。 ・消費税及び地方消費税を含む額とすること。 ・積算内訳書(任意様式)も添付すること。積算内訳書は、年度ごとに立地適正化計画と地域公共交通計画の経費の内訳が分かるように作成すること。 ・「3 予算額(見積限度額)」に記載している令和7年度及び令和8年度それぞれの見積限度額を超えないこと。超えた場合は失格とする。

(4) 提出部数

原本1部、副本10部

- ※ 副本においては、事業者が特定される記述やロゴマーク等は削除すること。
- ※ 提出書類は、原本及び副本10部ともそれぞれ製本した状態で提出すること。
- ※ 原本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

1.1 企画提案書への記載事項

企画提案は、次に掲げるテーマに関して作成し、(1)(2)の順で項目名を記載し、内容を記載すること。

(1)	東大和市立地適正化計画と東大和市地域公共交通計画の連携に関する考え方と手法
(2)	仕様書(案)に記載された業務の具体的な考えや取組方法 ※ 記載にあたっては、別紙「東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託優先交渉権者選定要領(以下「選定要領」という。)」の「別表第1 第1次審査基準表」の企画提案に関する審査項目ii～vに沿って、内容を整理すること。

- ※ 提案に当たっては、参加申込事業者独自の提案、本業務に関して参加申込事業者が特に強調したいことを積極的に記載すること。

1.2 選定方法

(1) 選定委員会による審査

東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託優先交渉権者選定委員会(以下「委員会」という。)により、選定要領に基づく審査を行い、各参加申込事業者の順位を決め、第1位の者を優先交渉権者として、次順位の者を次点交渉権者として選定する。

ア 第1次審査(書類審査)

提出書類により、選定要領の「第1次審査項目」について評価を行い、得点を算定する。委員会の委員全員の得点を集計した結果に基づき順位を決定し、上位3者以内を第1次審査通過者として選定する。ただし、参加申込事業者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、全ての参加申込事業者を第1次審査通過者とする。

第1次審査の選定結果については、全ての参加申込事業者に通知するものとし、併せて第1次審査通過者には、第2次審査の開催日時等を通知する。なお、第1次審査通過者が1者になった場合でも、第2次審査を実施するものとする。

イ 第2次審査(プレゼンテーション等による審査)

第1次審査通過者に対し、次のとおり第2次審査を実施する。選定要領の「第2次審査項目」について評価を行い、得点を算定する。委員会の委員全員の得点を集計した結果に基づき順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。第2次審査の選定結果については、第2次審査を受けた全ての参加申込事業者に通知する。

① 期日・会場

令和7年3月24日(月)

東大和市立中央図書館 ※詳細は別途通知する。

② 所要時間

参加申込事業者によるプレゼンテーションは30分以内、審査員による質疑応答を20分以内とし、1事業者あたり50分以内とする。

③ 参加人数

5人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。

④ 使用機器

プレゼンテーションに必要な機器のうち、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用は可とする。ただし、パソコン等については持参すること。

⑤ その他

- a プレゼンテーション用資料の作成・配布は、可能とする。当該資料を作成・配布する場合は、正本1部、副本10部を用意すること。なお、副本においては、事業者が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、副本として整えること。
- b プレゼンテーション及び質疑応答は、内容確認が必要となったときのために録音を行う。

(2) 審査における留意点

- ア 委員会は、非公開とする。
- イ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- ウ 第1次審査の得点は第2次審査には持ち越さない。
- エ 第1次審査及び第2次審査において、複数の同得点者が生じた場合は、委員会の委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。
- オ 第1次審査及び第2次審査において、得点が著しく低い審査項目がある者は、第1次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないことがある。
- カ 第1次審査及び第2次審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割（最低水準得点）に満たない場合は、第1次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しない。

(3) 審査結果の公表

市公式ホームページにおいて、優先交渉権者及び審査結果の概要（得点等）を公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加申込事業者名は公表しない。

13 契約等

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件の詳細について、市と協議し、契約の仕様書を定める。

(2) 契約締結

上記（1）の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、協議が整わない場合にあっては、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

14 失格となる参加申込事業者

参加申込事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 見積書の金額が、「3 予算額（見積限度額）」を超過した場合
- (2) 参加申込事業者が、「5 参加資格」を満たさなくなった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為や一連のプロポーザル参加手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (5) 参加申込事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

15 本プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、参加に関わるすべての経費は市に請求できない。また、本件は、令和7年度一般会計予算への予算審議を図る予定であり、それに先立ちプロポーザルを実施している。議会で議決を得られない場合には、本プロポーザルは無効となる。無効となった場合に、本プロポーザル参加に伴う費用については、市は一切責任を負わないものとする。

16 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合には、事前に電話連絡の上、速やかに参加辞退届【第6号様式】を持参又は郵送すること。

17 その他

- (1) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 企画提案に要する経費については、すべて参加申込事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出期限経過後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加申込事業者に帰属する。ただし、市は優先交渉権者の選定活動において必要な範囲で、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 市は、提出書類等に記載された個人情報、本業務の優先交渉権者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）に基づき提出書類を公開することがある。

18 事務担当

東大和市まちづくり部都市づくり課都市計画係（市役所2階7番窓口）	担当：新井・太田
住所：〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930番地	
電話：042-563-2111 内線1258	
電子メール：toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp	